

バンコク気候変動会議報告

地球環境ユニット地球温暖化政策グループ

田上貴彦

2011 年 4 月 3 日から 8 日にかけて、タイ・バンコクにおいて、京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する第 16 回第 1 部特別作業部会 (AWG-KP16.1)、条約の下での長期的協力の行動のための第 14 回第 1 部特別作業部会 (AWG-LCA14.1) およびワークショップが開かれた。今会合は、実質的な進展はなかったが、いくつかの注目される動きが見られた。

1. ワークショップ

カンクン合意に基づき、4 月 3 日 (日) に「先進国の数値目標の前提・条件に関するワークショップ」、4 月 4 日 (月) に「途上国の NAMA¹の多様性、前提および必要な支援に関するワークショップ」、4 月 4 日 (月) から 4 月 5 日 (火) にかけて「技術メカニズムに関する専門家ワークショップ」が開かれた。ここでは、「先進国の数値目標の前提・条件に関するワークショップ」と「途上国の NAMA の多様性、前提および必要な支援に関するワークショップ」について報告する。なお、各ワークショップのプレゼンテーションは次の URL で利用可能である。

<http://unfccc.int/meetings/awg/items/5928.php>

(1) 先進国の数値目標の前提・条件に関するワークショップ

当該ワークショップは次の 4 つのセッションからなり、それぞれのセッションでは各国・地域 5 分程度のプレゼンテーションと質疑応答が行われた。

セッション 1 : EU、G77&中国、ノルウェー、米国、フランス

セッション 2 : スイス、AOSIS (小島嶼国連合)、ニュージーランド、ドイツ

セッション 3 : ロシア、インド、スウェーデン、日本、ポーランド、オーストラリア

セッション 4 : ボリビア、英国、アイスランド

米国からは、①LULUCF (吸収源) は土地ベースアプローチ²をとること、②米国内のいかなるメカニズムも環境十全性の高い水準にある (当該メカニズムに関して報告ガイドラインを議論したい) ことが示された。EU からの、LULUCF の算定は国際的な基準 (既存の京都議定書のルール) によるものかとの質問に対して、米国は、京都議定書のルールと

¹ 国ごとに適切な緩和 (削減) 行動

² 吸収源の排出量・吸収量を人為的活動とは関係なく土地をベースに算定するもの。条約のインベントリで用いられている。一方、活動ベースの算定は、森林経営などの人為活動から生じる排出量・吸収量を算定するもので、京都議定書の算定ルールで用いられている。吸収源は米国の排出量の約 15% を占める。

はどれを指すのか、すでに IPCC (気候変動に関する政府間パネル) のガイドラインがあり、それに自然撓乱を加えればよいとした。また、最後に、IA (先進国数値目標の国際的評価) および ICA (途上国削減行動の国際的協議・分析) の要素ならびに土地利用およびオフセットが今後の議論で重要であると述べた。

日本からは、地震後のエネルギー供給および気候政策について述べるのは尚早とのプレゼンテーションがあった (スライドなし)。ベネズエラからの、条約法に関するウィーン条約の 61 条 (後発的履行不能)、62 条 (事情の根本的な変化)、65 条 (条約の無効若しくは終了、条約からの脱退又は条約の運用停止に関してとられる手続) の適用を考えているかとの質問に対して、日本は、中期目標はウィーン条約とは直接関係しないと答えた。

(2) 途上国の NAMA の多様性、前提および必要な支援に関するワークショップ

当該ワークショップは、先進国数値目標のワークショップと同様、次の 4 つのセッションからなり、それぞれのセッションでは各国・地域・団体 5 分程度のプレゼンテーションと質疑応答が行われた。

セッション 1 : メキシコ、中国、ガーナ、インド

セッション 2 : 韓国、ペルー、AOSIS、シンガポール

セッション 3 : 南アフリカ、オーストラリア、マーシャル諸島、バングラデシュ、
ブラジル

セッション 4 : GEF (地球環境ファシリティ)、CAN (気候行動ネットワーク)

プレゼンテーションでは、各国の NAMA メニューや McKinsey による限界削減費用曲線 (メキシコ、ペルー)、コスト増分 (インド、南アフリカ) などが紹介された。

メキシコは、住宅・交通・セメント・鉄鋼 NAMA に対してドイツ・オランダ・米国の支援を受けていることを紹介した。マーシャル諸島は、NAMA の作成に ADB (アジア開発銀行) および EU の支援を受けていることを紹介したが、太陽光およびコプラ³によるバイオ燃料に対して日本・台湾の支援を受けていることについては口頭で触れたのみであった。

各国の BAU の前提について質疑が多く、インドネシアから次回ワークショップで BAU に関する専門家を呼んではどうかという提案があったところ、エジプト、ブラジル、パキスタン、インドから、ワークショップは多様性を理解するためのものであって比較可能性 (comparability) を議論する場ではないと反発があった。

2. AWG-KP

4 月 5 日 (火) 午後、AWG-KP 全体会合が開かれた。冒頭、ツバルから、小さなグループに分かれて議論するべきでない、第 1 約束期間と第 2 約束期間との "No gap" の確保という 1 つの議題にすべき、京都議定書の第 2 約束期間に賛成の国は立って「イエス」と言い、

³ ココヤシの胚乳を乾燥したもの

そうでない国は会場から出ていくことを提案するとの発言があり、ガンビア（LDC⁴代表）およびボリビア（ALBA⁵代表）が支持した。日本から、日本の京都議定書第 2 約束期間に対するポジションは変わらないとの発言があったところ、中国から、ある締約国は京都議定書に対する挑戦を繰り返しているとの発言があった。

4 月 6 日（水）午前、AWG-KP コンタクトグループ⁶が開かれた。目標に対する政治的意図を文書にすることが先とする途上国と、LULUCF、メカニズムなどのルールが先とする先進国との間で進め方について合意できず、翌日引き続き議論することとなった。

4 月 7 日（木）午前、AWG-KP コンタクトグループが開かれたが、進展はなかった。セントルシア、ツバルが、比較可能な努力（comparable efforts）の一例として誓約（pledge）の国内法制化状況をあげた点と、中国が「ある国」（日本）のポジションについて繰り返し発言している点が注目された。

4 月 8 日（金）午前、AWG-KP コンタクトグループが開かれた。ロシアから、現状の京都議定書のままでは、科学的にも政治的にも効果的でないとの発言があり、日本からは、（第 2 約束期間を採択するのに、カンクン合意でどのような前提・条件が満たされたか、どのような前提・条件が必要かとの）セントルシアの質問は妥当なもの（relevant）でない、逆に、より広い枠組み（broader framework）を採択するのに、どのような前提・条件が必要か問いたい、ルールの議論には参加するが、目標については KP ではなく LCA で議論したいとの発言があった。また、EU からは、前提・条件というが、結果（consequences）も考えるべき、欧州委員会税総局で炭素税を検討しているが、途上国が何もしない場合、リーケージが起こる、また、途上国にはエネルギー補助金もある、カンクン合意の実施こそ検討すべきとの発言があった。

4 月 8 日（金）午後、AWG-KP 全体会合が開かれ、議論は 5～6 月に行われる AWG-KP16.2 に継続されることになった。セントルシア（AOSIS 代表）、ツバル（LDC 代表）、エジプト（アラブ国連盟代表）が、今会合のまとめとして、2 か国に第 2 約束期間の採択の意思がないことが明らかになったことをあげた。

3. AWG-LCA

4 月 5 日（火）夜、AWG-LCA 全体会合が開かれた。議題について、カンクン合意を踏まえた議長案（FCCC/AWGLCA/2011/1）に賛成の先進国と、バリ行動計画の形（FCCC/AWGLCA/2011/CRP.1）に戻したい途上国で対立し、議題の採択で全体会合が中断した。

この間、非公式協議が行われたが、4 月 8 日（金）夜、AWG-LCA 全体会合が開かれ、バリ型の議題（FCCC/AWGLCA/2011/L.1）を採択して終了した。

⁴ 低開発国

⁵ 米州ポリバル代替統合構想

⁶ 締約国および NGO は出席できるが、報道は出席できない。

4. 小括

今回の AWG-LCA の議題をめぐる議論から、カンクン合意を「行過ぎ」だったと途上国が認識していることが明らかになった。途上国により巻き返しが行われた。

また、AWG-KP における、LULUCF、メカニズムなどのルールを後回しにして、第 2 約束期間への政治的意思を表明させようとした途上国の戦略は、2009 年のバルセロナ会合と同様、出口が見えないものであった。

ワークショップからは、米国が LULUCF の算定ルールを重視していることが明らかとなった。途上国各国の McKinsey による限界削減費用曲線や NAMA メニュー、コスト増分についても精査していく必要がある。

次回の AWG は、5 月末から 6 月にかけてボンで補助機関会合 (SB) と同時に開かれる。ビューローの決定が事務局を通じて発表され、次々回の AWG は 9 月末か 10 月初めの予定であり、同時に追加の SB を開催するかはホスト国の申出と予算によるとされた。

お問合せ : report@tky.iej.or.jp